

(第一類 第十号)

第一百六十九回国会 議院 國土交通委員會議録 第十六号

(二六二)

平成二十年五月二十日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 竹本直一君

理事 河本三郎君

理事 望月義夫君

理事 川内博史君

理事 高木陽介君

理事 赤池誠章君

大塚高司君

鍵田忠兵衛君

龜岡偉民君

佐田玄一郎君

菅原一秀君

鈴木淳司君

とかしきなおみ君

長島忠美君

林幹雄君

盛山正仁君

石川知裕君

小宮山泰子君

田村謙治君

三日月大造君

穀田恵二君

国土交通大臣

国土交通副大臣

国土交通大臣政務官

国土交通委員会専門員

金子善次郎君

谷公一君

亀井爲幸君

委員の異動

五月二十日

辞任

原田憲治君

補欠選任

とかしきなおみ君
(熊本県議会)(第四二一六号)

鷲尾英一郎君

龜井静香君

田村謙治君

糸川正晃君

同日

辞任

とかしきなおみ君

田村謙治君

鷲尾英一郎君

糸川正晃君

龜井静香君

補欠選任

原田憲治君

鷲尾英一郎君

糸川正晃君

龜井静香君

五月八日
海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三四号)

●竹本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣冬柴鐵三君。

○竹本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣冬柴鐵三君。

○冬柴國務大臣 ただいま議題となりました海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

四面環海の我が国において、輸出入貨物の九九・七%の輸送を担う外航海運及び国内貨物輸送の約四割、産業基礎物資の約八割の輸送を擔う内航海運は、我が国経済、国民生活にとって不可欠な産業基盤であります。

しかしながら、世界單一市場たる外航海運分野における国際競争が激化する中、我が国外航海運においては円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき日本船舶は最も多かつた昭和四十七年の千五百八十隻から平成十八年には九十五隻へ、日本人船員は昭和四十九年の約五万七千人から平成十八年には約二

千六百人へと極端に減少しております、極めて憂慮すべき事態となつております。
また、内航海運についても、現在約三万人の船員を有するものの、四十五歳以上の船員の占める割合が六四%に上る等高齢化の著しい進展、後継者不足等により、船員不足の深刻化が強く懸念されております。

我が国はかれたこのよだな状況にかんがみる

と、昨年七月に施行された海洋基本法においてうたわれているとおり、安定的な海上輸送の確保を図ることは喫緊の国家的課題となつております。

このため、日本船舶の確保並びに船員の育成及び確保を計画的に行う必要があることから、このたびこの法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申します。

第一に、国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに船員の育成及び確保に関する施策の総合的かつ計画的の推進を図るための基本方針を定めることとしております。

第二に、船舶運航事業者等が基本方針に即して日本船舶・船員確保計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとし、当該認定を受けた対外船舶運航事業者に対するトン数標準税制の適用等の支援措置を設けることとしておりります。

第三に、国内海上輸送に限られている航海命令の範囲を国際海上輸送に拡大することとしております。

第四に、国土交通大臣は、労使協定による時間外労働の延長の限度について基準を定めることができることとする等、船員の労働環境の改善のための規定を整備することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規

条に規定する対外船舶運航事業等をいう。)による収入金額に係る連結所得の金額として政令で定める金額

一 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における日本船舶の純トン数(船舶のトン数の測度に関する法律第六条に規定する純トン数をいう。)に応じた利益の金額として政令で定める金額

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人が、その適用を受けようとする最初の連結事業年度開始の日の前日までに、財務省令で定めた事項を記載した届出書(次項において「届出書」という。)に前項に規定する日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める書類(次項において「書類等」という。)を添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

3 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、第一項の規定の適用に係る認定計画の計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む事業年度において第五十九条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けている連結親法人又はその連結子法人に係る届出書及び書類等の提出については、適用しない。

4 第一項の規定の適用を受ける連結親法人は、その適用を受ける各連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

5 認定計画に記載された計画期間内の日を含む各連結事業年度(当該認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該計画期間内の日を含む各事業年度。以下この項において「第五号」の一部を次のように改正する。)

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法昭和四十二年法律第三十

五百八十七号」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 國土交通省設置法平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「(昭和四十五年法律第七十一号)」の下に「海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)」を加える。

第十五条第一項中「(昭和二十四年法律第一百八十七号)」を削る。

(國土交通省設置法の一部改正)

第十二条 施行日が國土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における國土交通省設置法第四十三条第四号の規定の適用については、同号中「及び船員職業安定法(昭和二十三年法律第一百二十号)」とあるのは、「船員職業安定法(昭和二十三年法律第一百三十号)及び海上運送法」とする。

別表第一 第百三十七号中「百三十七 船員派遣事業の許可」

百三十七 船員派遣事業の許可

(注)海上運送法第三十六条(船員職業安定法の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における

り船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画)(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による日本船舶・

五項において準用する場合を含む。の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「(昭和二十一条の二並びに第百四十七条)」を並びに第百二十一条の二に改め、「(とあり、及び同条第二項中「使用してはならない」と及び「同項中「前項但書の場合における連絡親法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第一項又は前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとする。」)」を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十五条第一項第三号中「(昭和二十四年法律第七十一号)」の下に「海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)」を加える。

第十五条第一項中「(昭和二十四年法律第一百八十七号)」を削る。

(國土交通省設置法の一部改正)

第十二条 施行日が國土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における國土交通省設置法第四十三条第四号の規定の適用については、同号中「及び船員職業安定法(昭和二十三年法律第一百二十号)」とあるのは、「船員職業

近年における船舶運航事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに船員の育成及び確保を図るために、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画の実施のために必要な課税の特例等の支援措置等について定めるとともに、船員の労働環境の改善のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年五月二十六日印刷

平成二十年五月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A